七　前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類

八　前回の施設定期検査において提出した第五号の書類に記載された事項（一定の期間に限る。）を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

3　第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査を受けようとする者については、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四　検査を受けようとする期日

4　第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は第三項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5　前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

6　前二項に規定するもののほか、第二項第五号に掲げる事項のうち一定の期間を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

7　第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（施設定期検査の実施）

第四十七条　施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一　第四十五条第一項第二号の設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ　タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ　タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二　沸騰水型発電用原子炉施設にあっては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）

発電用原子炉施設の種類	定期事業者検査に係る事項
一　原子炉本体	1　原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査
	2　再使用する燃料体の外観検査
	3　炉心における燃料体の配置を確認する検査
	4　原子炉の停止余裕を確認する検査
二　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1　燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査
	2　使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査
三　原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）	1　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
	2　主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査
	3　主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査
	4　非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査
	5　非常用復水器系の作動検査
	6　原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査（改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）並びに原子炉隔離時冷却系の作動検査
	7　原子炉補機冷却系の作動検査
	8　最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査
四　計測制御系統施設	1　技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス2機器の漏えい検査
	2　制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査
	3　ほう酸水注入系の作動検査
	4　安全保護系その他重大事故等発生時に原子炉を安全に停止するための回路（以下「安全保護系等」という。）並びに原子炉冷却材再循環ポンプトリップ系の作動検査
	5　事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査
	6　制御用空気圧縮系の作動検査
五　放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物処理系の作動検査
六　放射線管理施設	1　プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査
	2　中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査
	3　中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査